労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第１項の規定により、令和２年３月６日に、三田市東本庄 2493 愛野会労働組合執行委員長井上有喜から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和２年３月９日

兵庫県知事　井戸　敏三

１　事件

愛野会労働組合が主張する次の事項

昇給、夏の賞与、労働条件

２　日時

令和２年３月 20 日（金）午前０時以降、争議解決に至るまでの期間

３　場所

次に掲げる医療法人財団愛野会の施設において、愛野会労働組合の組合員が従事する全職場

あいの病院	三田市東本庄 2493
老人保健施設アルカディア	同上

４　概要

上記の職場において、連続的あるいは断続的にあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。